

令和3年産（令和2年度）果樹共済1kg当たり価額等の公告について

岡山県農業共済組合事業規程第99条の規程に基づき、令和3年産果樹共済1kg当たり価額等について次のとおり公告する。

令和2年2月14日

岡山県農業共済組合
組合長理事 佐藤 俊和



1. 果実の1kg当たり価額

収穫共済の共済目的の種類等				kg当たり価額	左欄に掲げる価額が適用となる地域
細区分	品種名等				
ぶどう	1類 1群	デラウエア		636円	岡山県の区域
	2類 2群	紫玉、キャンベルアーリー等		651円	
	3類 3群	ピオーネ、巨峰、藤稔、安芸クイーン、瀬戸ジャイアンツ、オーロラブラック翠峰、シャインマスカット		905円	
	4群	3類に属する品種（3群に属する品種を除く。）		617円	
	4類 5群	ピオーネ、巨峰、藤稔、安芸クイーン、瀬戸ジャイアンツ、オーロラブラック翠峰、シャインマスカット		1,454円	
	6群	マスカット・オブ・アレキサンドリア		1,879円	
	7群	4類に属する品種（5群及び6群に属する品種を除く。）		1,236円	
もも	1類 1群	生食用早生の品種 はなよめ、ちよひめ、日川白鳳、武井白鳳 加納岩白桃、八幡白鳳		433円	岡山県の区域
	2群	生食用中生の品種 白鳳、紅清水、浅間白桃、あかつき		506円	
	2類 3群	生食用晩生の品種 清水白桃、大和白桃、末木白桃、まさひめ、おかやま夢白桃 白麗、白桃、川中島白桃、ファンタジア、ゆうぞら ゴールデンピーチ、瀬戸内白桃		822円	
				712円	
				453円	

※ぶどう4類とは、主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設を除く。）を用いて栽培する方法。

別記

第1	岡山県岡山市（旧御津郡一宮町及び津高町の区域に限る。）及び総社市（旧都窪郡山手村及び清音村の区域を除く。）の区域
第2	岡山県岡山市（旧赤磐郡瀬戸町の区域に限る。）、倉敷市、井原市、備前市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町及び勝田郡勝央町の区域
第3	岡山県の区域（第1及び第2の区域を除く。）